

旧地域名	更埴市	戸倉町	上山田町
地域指定年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	平成 7 年度	平成 9 年度	昭和 61 年度
	平成 16 年度		
	平成 24 年度		
	平成 30 年度		

千曲農業振興地域整備計画書

平成 30 年 10 月

長野県千曲市

目 次

序	1
第 1	農用地利用計画	3
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	18
第 3	農用地等の保全計画	20
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	22
第 5	農業近代化施設の整備計画	24
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	25
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	26
第 8	生活環境施設の整備計画	28
第 9	付 図	別添
	1 土地利用計画図	(付図 1 号)
	2 農業生産基盤整備開発計画図	(付図 2 号)
	3 農用地等保全整備計画図	(付図 3 号)
	4 農業近代化施設整備計画図	(付図 4 号) 該当なし
	5 農業就業者育成・確保施設整備計画図	(付図 5 号) 該当なし
	6 生活環境施設整備計画図	(付図 6 号) 該当なし
	7 土地利用構想図	(付図 7 号)

序

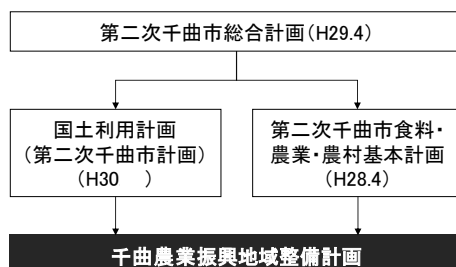
1 千曲農業振興地域整備計画書の見直しの経緯

千曲農業振興地域整備計画書（以下「本計画」という）は、昭和48年度に旧市町ごとに策定以来、過去3回にわたり計画見直しをしてきました。

第1回目（旧更埴市：平成7年度、旧戸倉町：平成9年度、旧上山田町：昭和61年度）の見直しは旧市町ごとに実施され、第2回目の見直しは、平成15年9月、旧更埴市、旧戸倉町、旧上山田町の旧3市町が合併し千曲市が誕生したことを契機とし、3市町の計画を1つに統合するため、平成16年度に実施されました。その後、平成23年度に実施した第3回目の見直しでは、原野化した山間部の条件不利地の農用地・道路の整備等の公共施設の用地とする農用地について、本市の最上位計画である「千曲市総合計画後期基本計画（平成24年4月策定）」、本市の土地利用の方向性を示した上位計画である「国土利用計画（千曲市計画）（平成20年10月策定）」と整合させながら見直しました。

今回の第4回目の見直しにおいては、改定された上位計画「第二次千曲市総合計画（平成29年4月策定）」、「国土利用計画（第二次千曲市計画）（平成29年度）」、「第二次千曲市食料・農業・農村基本計画（平成28年4月策定）」と整合させながら、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（以下「法」という）第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果並びに、法第13条第1項、及び県農業振興地域整備基本方針の変更に基づき、個々の農用地について見直しを行います。なお、本計画は、おおむね10年を見通して定めます。

千曲市農業振興地域整備計画と上位計画との関係

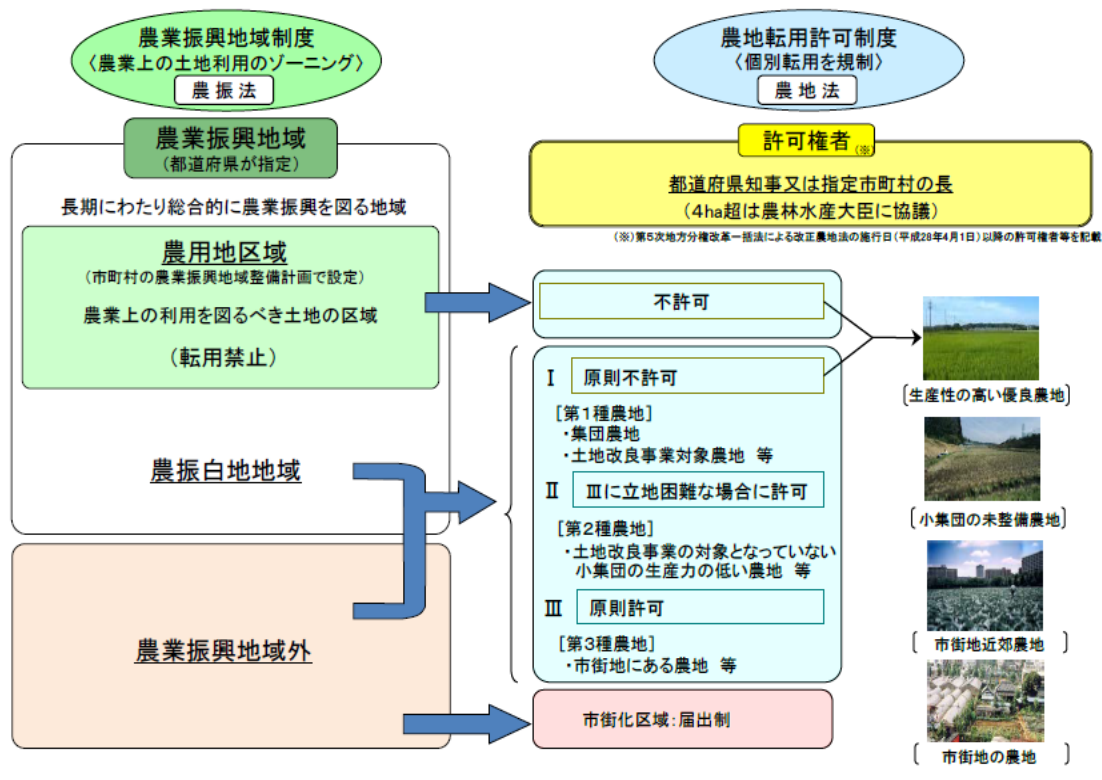


2 優良農地の保全・確保の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基本的な資源であるとともに、特に、集団的農地や生産基盤が整備された優良な農地については、安全で安心な食料の安定供給を図る観点から、その確保と有効利用に努める必要があります。また、農地は農業生産活動を通じて国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など農業の多面的機能の発揮にも寄与しており、将来にわたって、社会的共通資本として適切な維持・管理を図っていくことが必要です。

本市では、上位計画で定められた方向性に沿って、各種土地利用に関する施策を総合的に展開します。同時に、農業振興地域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度等の適切な運用を図りながら、優良農地の確保とその維持・保全及び有効利用に努めます。

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



(注) 1 図：農林水産省

国土利用計画千曲市計画における農地利用の基本方向

農地は、主要穀物及び生鮮農作物の供給基地であり、また農業者の生活基盤であるとともに、自然環境の維持・保全機能も担うなど多面的機能をあわせ持っています。

このため、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、農業基盤の改修・整備と、農用地の流動化・利用集積を進めることにより、生産性の高い農業経営を実現し、中核的担い手農家の育成や、効率のかつ安定的な経営体への集約化を図ります。また、耕作放棄を防止するなど不断の良好な管理を通じて土壌保全、水源のかん養、自然環境の保全や水田の持つ貯留機能を活用した洪水被害の軽減など農地の有する多面的機能の維持を図り、環境への負荷に配慮した農業生産を推進します。

一方、市街地及び市街地周辺の農地については、既存の市街地を有効活用するコンパクトなまちづくりの視点も踏まえ、計画的に適正な土地利用を推進します。

農業担い手の確保と農地の利用集積や基盤整備により、遊休・荒廃農地の解消と発生の抑制に努めるとともに、周辺の土地利用との調整を図りながら、それぞれの地域条件に応じた有効利用を図ります。

集落地周辺における集団化されていない農地は、市民農園や都市住民との交流の場として体験農業・観光農業等による活用を図ります。

また、6次産業化による農産物の高付加価値化や観光農業など多様な農業の展開に必要な用地を確保し、農業生産力の向上、農業生産活動の活性化を図ります。

(注) 1 資料：第二次国土利用計画（千曲市計画）

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

ア) 地勢

本市は、長野県北信地域の南東部に位置し、西は冠着山、東は鏡台山をはじめとする山地に囲まれています。そのほぼ中央を、東南から北東に大きく曲がりながら千曲川が流れています。千曲川をはさんで両岸に平野部が広がり、北は善光寺平に接しています。

また、この平野部をかたどるように、長野自動車道、JR 篠ノ井線、しなの鉄道線、国道 18 号が通っています。特に、更埴 IC、姨捨スマート IC の 2 つのインターチェンジは、首都圏・中京圏・北陸圏からのアクセスを恵まれたものになっています。

傾斜量図



(注) 1 地図：国土地理院

イ) 土地利用

総面積は 11,979ha で、農業振興地域（農業地帯）は 4,037.7ha、農用地は 1,683ha となっています(平成 26 年現在)。

平成 23 年度の見直しにおいて、農用地の現状値（平成 22 年）は 1,687ha、目標値（平成 32 年）は 1,601 とされており、本市の農用地は計画通り維持されてきました。

地目別土地面積

単位：ha、%

	総面積	農用地			農業用施設用地	森林原野		住宅地	工業用地
		農地	採草放牧地	計		混木林地			
H26 年	11,979	1,591	0	1,591	15	6,888	0	829	92
	(100.0)	(13.3)	(0.0)	(13.3)	(0.1)	(57.5)	(0.0)	(6.9)	(0.8)

(注) 1 () 内は構成比である。

2 資料：千曲市国土利用計画 ※面積の内訳は概算値のため下表と値が異なる

農業振興地域内用途別土地利用の現況と目標

単位：ha、%

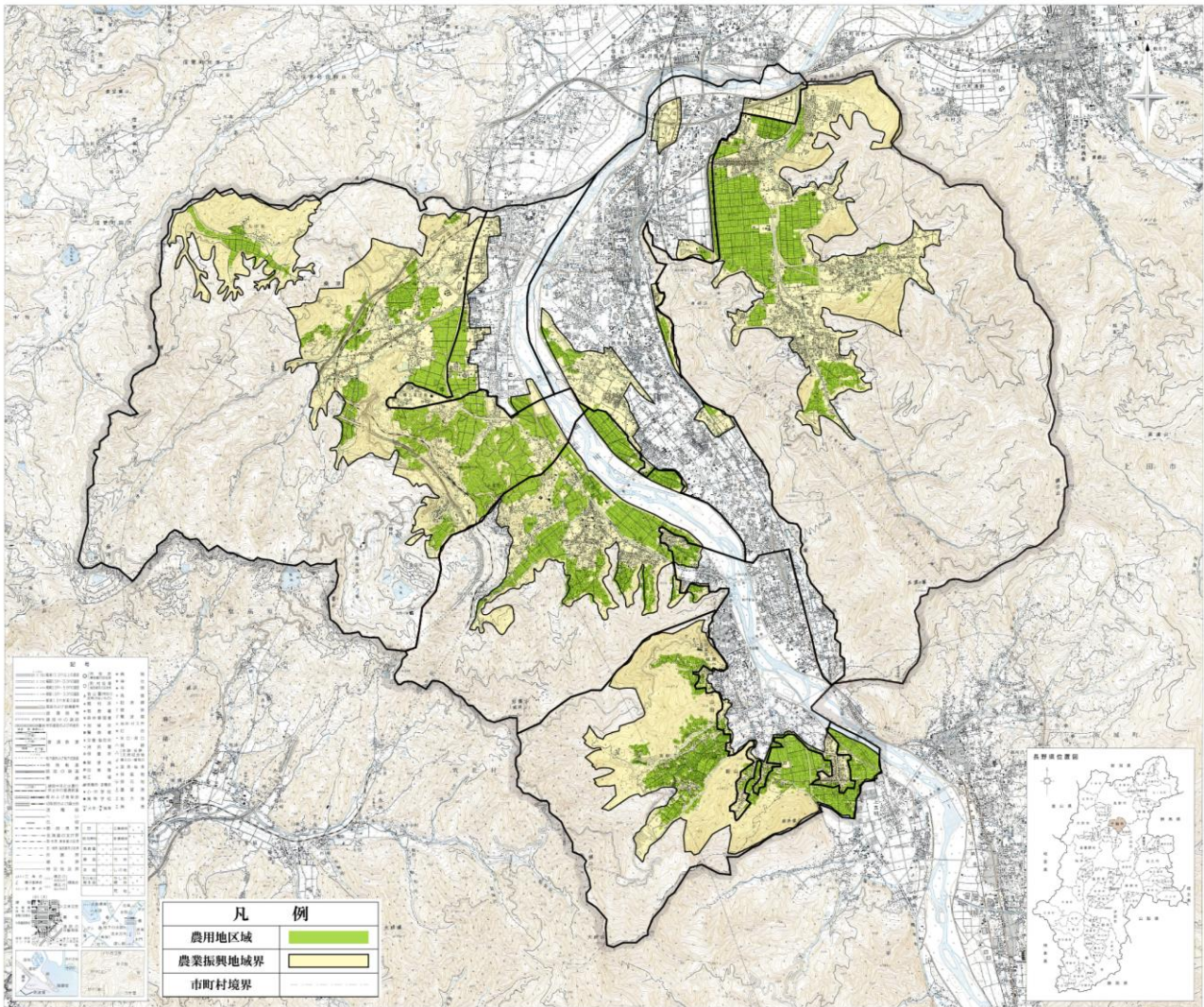
年度	農用地		農業用施設用地		混木林地以外の山林原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H26 年)	1,683	41.7	15	0.4	845	20.9	1,495	37.0	4,038	100.0
目標 (H38 年)	1,590	39.8	15	0.4	886	22.2	1,507	37.7	3,998	100.0
増減	△93	—	0	—	41	—	12	—	△40	—

(注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

農用地は、主要穀物及び生鮮農作物の供給基地であり、また農業者の生活基盤であるとともに、自然環境の維持・保全機能も担うなど多面的機能を有しています。一方で、農業従事者の高齢化や農業経営の厳しさなどにより農業の担い手の減少や土地利用率の低下、営農意欲の減退が進んでおり、遊休・荒廃農地の拡大が懸念されています。今後は、耕作条件等を考慮しながら、合理的な土地利用と生産性の向上に努めながら、継続的かつ良好な管理を通じて農用地の多面的機能が高度に発揮できるようにしていくことが求められています。

農用地以外の土地利用については、住宅地が国道 18 号及び主要地方道長野上田線沿いを中心に既成市街地が形成されており、道路網の整備から周辺地に広がっています。今後は、変化する市街地に対応しながら、都市機能を集約しつつ、地域を結ぶネットワークや産業立地による活力ある都市の形成など、土地利用の量的調整と質的向上を図るよう土地利用を見直していくことが重要です。工場用地は、高速道路網が整備され、地域交通の要衝に位置する立地条件を生かした企業誘致を推進していくため、交通利便性に優れ産業集積が見込まれる地区への用地確保が必要となっています。

土地利用構想図



千曲市農林課

イ 農用地区域の設定方針

ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,682.8ha のうち、a～c に該当する農用地について、農用地区域を設定します。

- a 集団的に存在する農用地
10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
 - ・埋立て又は干拓
 - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・果樹や花卉等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益をあげている花卉や野菜のハウス団地
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
 - ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

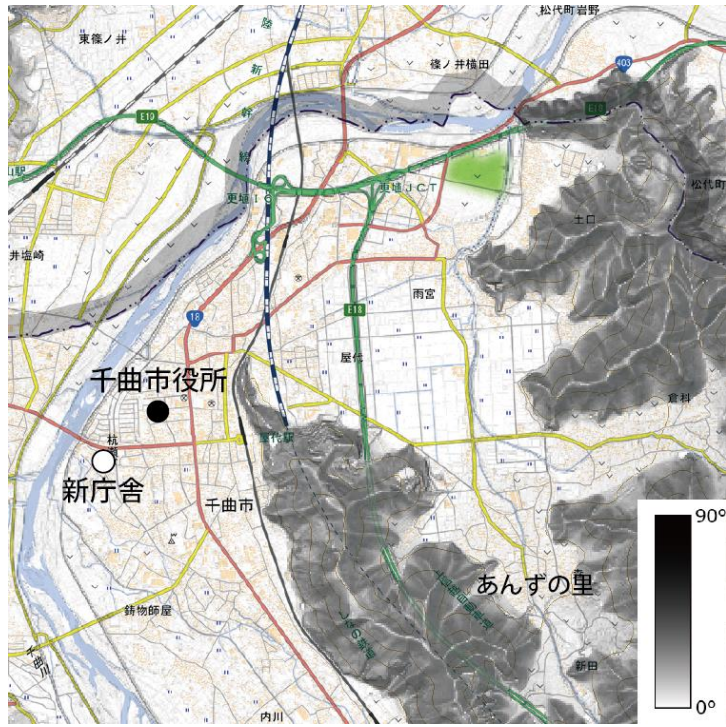
ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めません。

- i 集落区域内に介在する農用地
- ii 自然的条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次にあげる農用地
- ・地域のほとんどが山林原野等で、位置・地形・自然条件からみて農業上の利用の確保を図ることが適当でない農用地
- iii その他
- ・中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地
 - ・具体的な転用案件があり、該当計画の実施について、農振法をはじめ他法令との調整が可能であり、かつ社会情勢からやむを得ないと認められる農用地

農用地区域から除外する大規模農用地

単位：ha

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置(集落名等)	面積			備考
		農用地	その他	計	
官民連携 雨宮産業団地造成事業	雨宮地区	13	1	14	・国土利用計画(千曲市計画)の土地利用構想図において都市地域に指定 ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区に指定

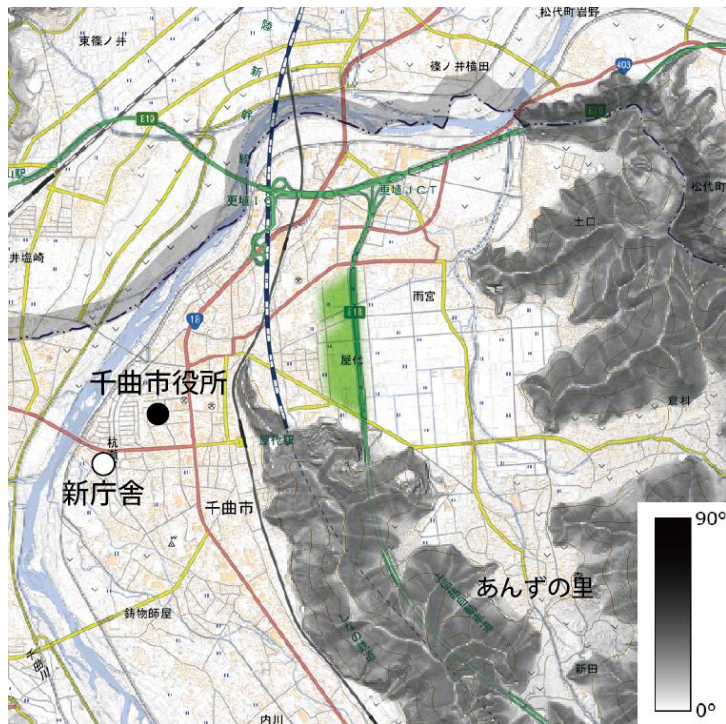


千曲市農林課

高度な土地利用調整が必要な大規模農用地

単位：ha

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置(集落名等)	面積			備考
		農用地	その他	計	
屋代地区 土地区画整理事業	屋代地区	33	2	35	国土利用計画（千曲市計画）の土地利用構想図において都市地域に指定



千曲市農林課

イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
該当なし

ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在・隣接し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

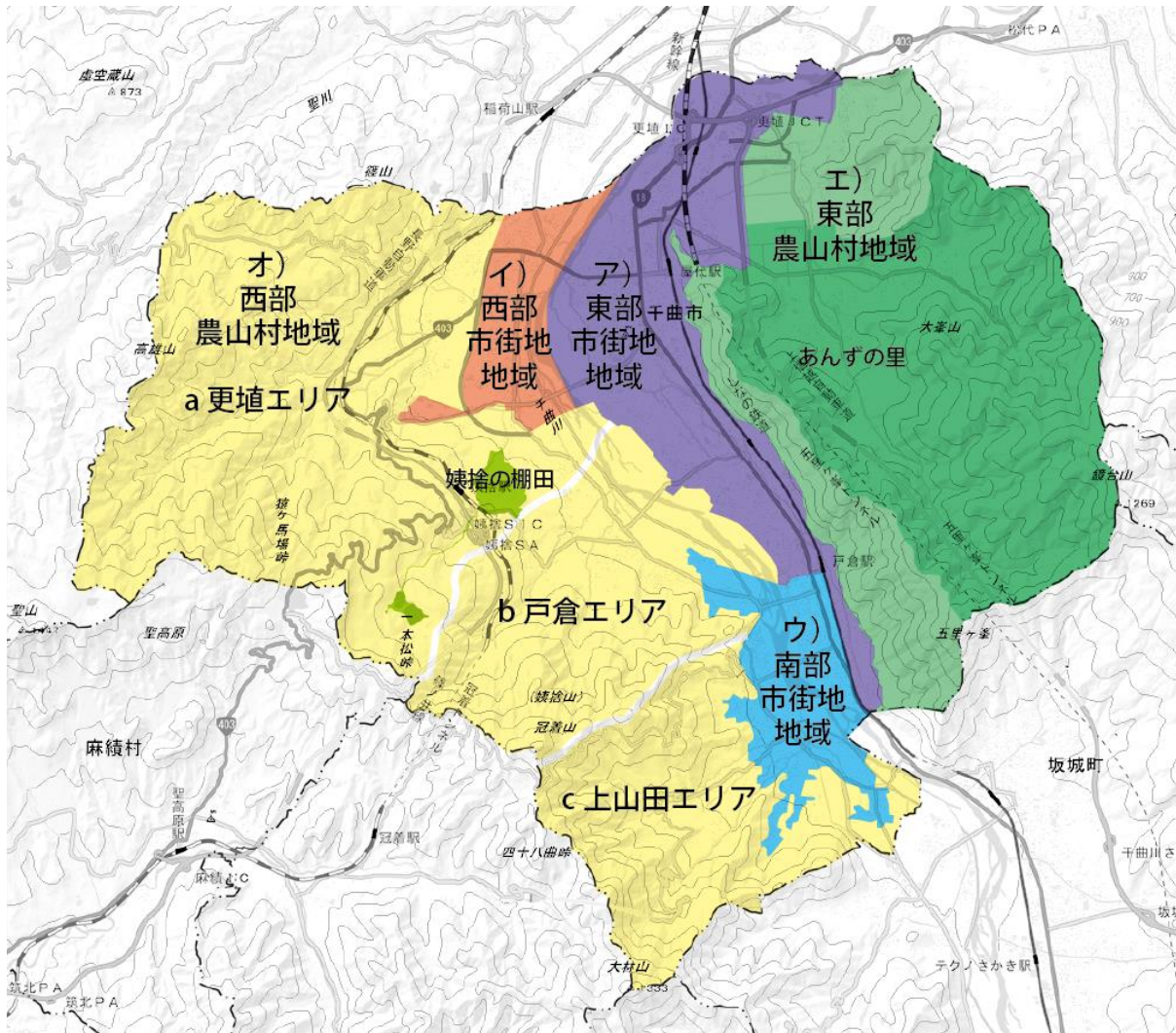
本地域内にある現況森林・原野等のうち、ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在・隣接し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

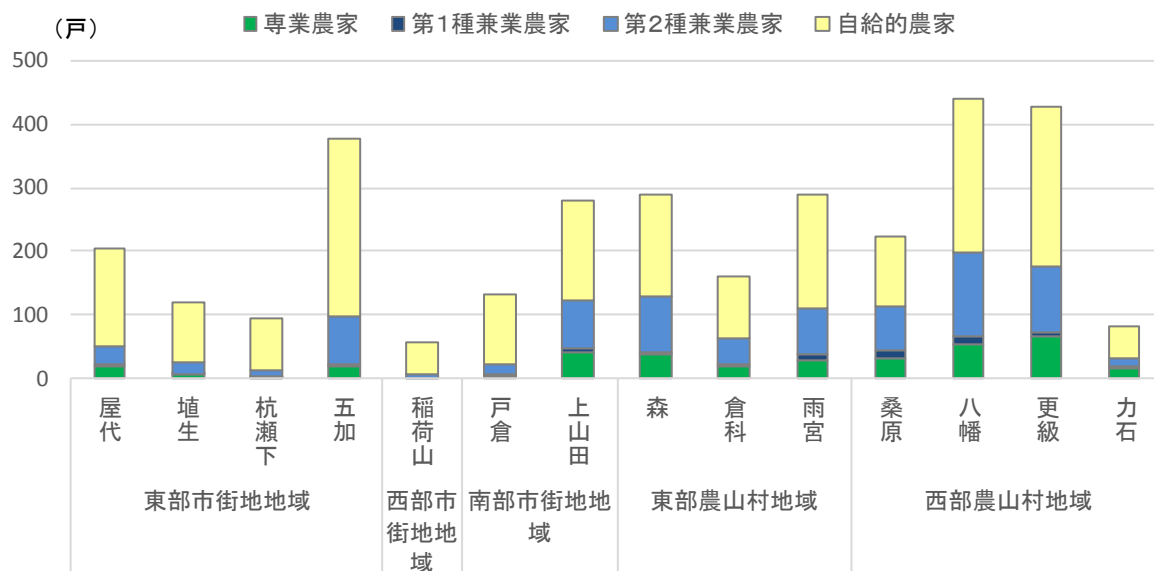
本市が平成 38 年に目標とする農用地区域面積を 1,590ha と設定します。この農用地区域面積を前提とし、土地条件や経営条件を考慮しながら、地域に適応した重点作目の団地化を図るなど、農用地利用の高度化を推進していきます。

地域区分



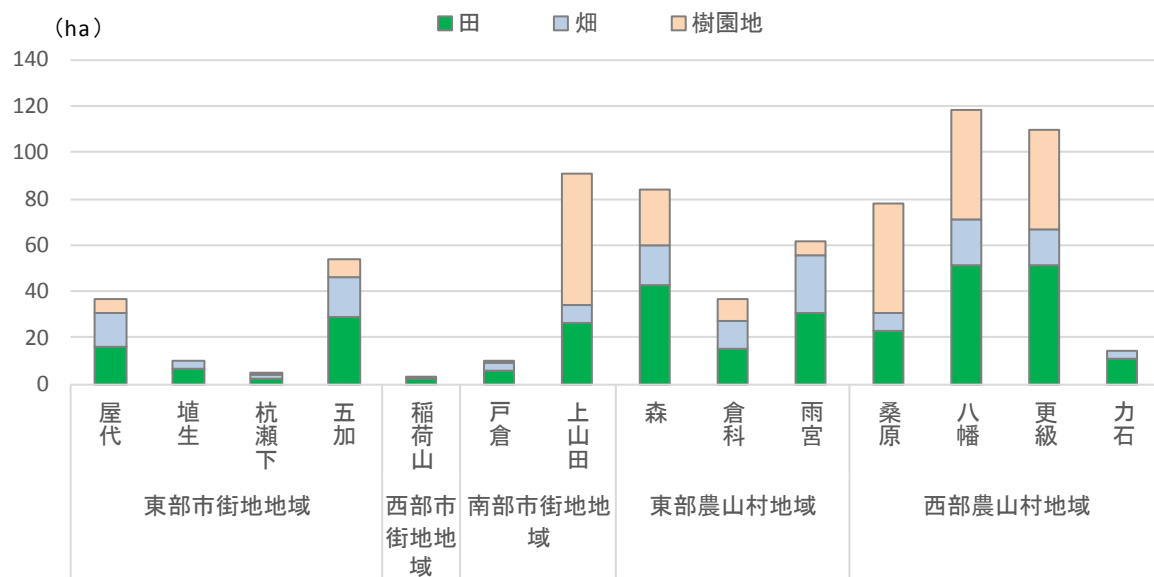
千曲市農林課

専兼業別農家数



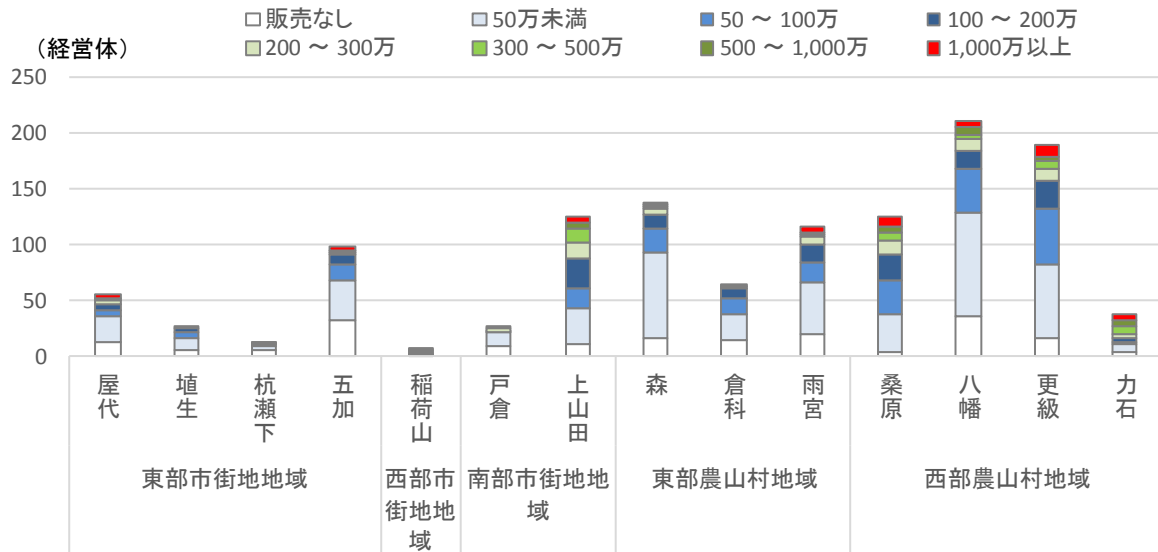
- (注) 1 資料：農林業センサス
 2 本計画の地域区分と農林業センサスの地域は完全には一致しない
 3 「専業農家」とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家をいう。
 4 「兼業農家」とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
 5 「第1種兼業農家」とは、農業所得を主とする兼業農家をいう。
 6 「第2種兼業農家」とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。
 7 「自給的農家」とは、経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家をいう。

販売規模別経営体数 (地域別)



- (注) 1 資料：農林業センサス
 2 本計画の地域区分と農林業センサスの地域は完全には一致しない

販売規模別経営体数



- (注) 1 資料：農林業センサス
 2 本計画の地域区分と農林業センサスの地域は完全には一致しない

農用地区域面積の見通し

単位：ha

地域	農地			農業用施設用地			計		
	現在 (H29年)	目標 (H38年)	増減	現在 (H29年)	目標 (H38年)	増減	現在 (H29年)	目標 (H38年)	増減
東部市街地地域	94.3	41.9	-52.3	0.8	0.8	0.0	95.0	42.7	-52.3
西部市街地地域	31.1	31.0	-0.1	0.2	0.2	0.0	31.3	31.1	-0.1
南部市街地地域	11.9	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	11.9	11.8	0.0
東部農山村地域	234.4	233.5	-0.9	1.0	1.0	0.0	235.5	234.6	-0.9
西部農山村地域	672.8	670.3	-2.5	2.1	2.1	0.0	674.9	672.5	-2.5
計	1044.5	988.6	-55.9	4.1	4.1	0.0	1048.6	992.7	-55.9

千曲市農林課

- (注) 1 小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある

ア 重点作目別の振興方向

ア) 水稻及び戦略作物（水田活用）

水田の面的な基盤整備は終わっており、機械化一貫体系による耕作の条件が整っています。今後は、基盤整備されたほ場を活用・保全していくことが重要です。

国では食料自給率・自給力の維持向上を図るためには、需要に応じた米、大豆・そば・麦（ユメセイキ・シュンライ）等の戦略作物の生産を推進し、水田のフル活用を目指しています。本市においては、国の方針を踏まえつつ、育苗コストを削減する栽培技術の導入や機械化一貫体系の確立、タマネギ等の裏作を組み合わせた生産性の高い経営を促進します。

また、平成30年産からの米政策見直し等により、水稻作付のみでは所得確保が困難になる恐

れがあります。そのため、水稲以外からの所得を確保することによって、現状の経営を維持していくために水稲+αの園芸品目の導入を推進し、水田農業の複合経営化を推進していきます。

イ) 果樹

果樹は、リンゴ・ブドウ・アンズ・モモを中心に栽培されていますが、栽培農家の高齢化に伴い果樹が更新されない樹園地が増えており、生産基盤の脆弱化が課題となっています。また、消費者ニーズの変化への対応も求められています。

改植・補植による低位生産園の解消や優良系品種の導入を推進するとともに、栽培技術や出荷技術の向上による高品質化や省力化を進めます。

ウ) 野菜

野菜は、タマネギ、トマト、アスパラ、ダイコン、ネギや千曲川沿岸の土壌を活用した長芋など、多品目が栽培されています。産地間競争の激化、栽培農家の高齢化が課題となっています。

都市近郊型の有利性を生かし、新品種・高収益作物の導入、作型の分散、地産地消を含めた販路の拡大・創出、集出荷の省力化に取り組みます。

エ) 花卉

花卉は、日本一の生産を誇るトルコギキョウやアリウムを主としながら、多品種の花卉栽培が行われています。輸入が増加、栽培農家の高齢化や後継者不足が課題となっています。

高品質な花卉の供給を図るため、栽培・出荷技術の向上を図ります。また、使われなくなる施設と就農希望者のコーディネート強化することで、既存施設の活用を推進します。

オ) きのこと

きのこは、ブナシメジやエノキタケ、ナメコ、ヤマブシタケが周年栽培を中心に栽培されており、安定的な供給が行われています。一方で、県内外生産地の台頭によって産地間競争が激化し、生産量・価格の低下等の課題を抱えています。

今後は、ICTを活用した生産管理、廃オガの処理施設の活用を進めていきます。

カ) 畜産

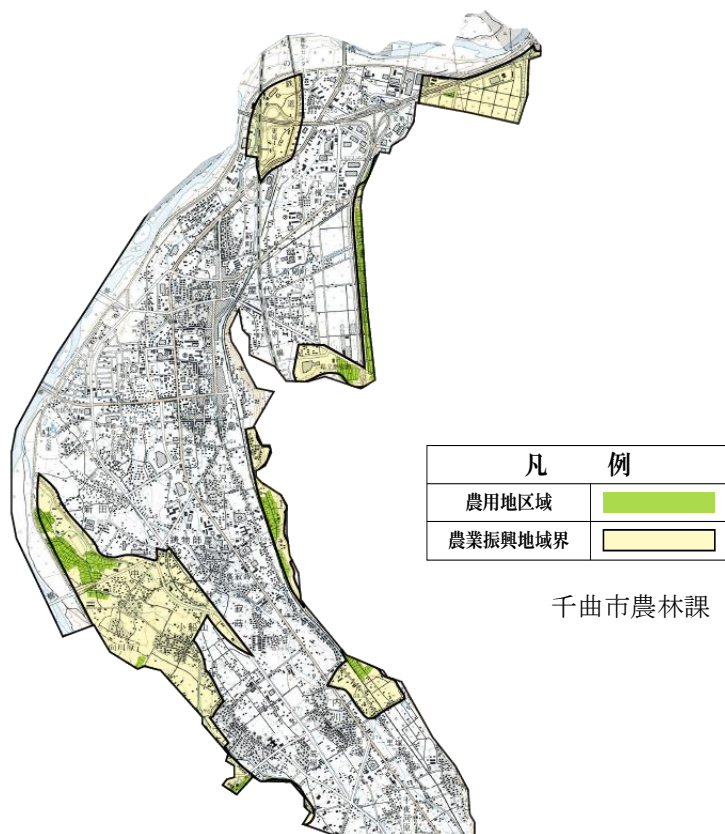
豚、鶏、肉用牛は、飼養農家の高齢化や後継者不足が課題となっています。

このため、飼料の自給率の向上等で生産コストの低減を図るとともに生産体制の合理化を図ります。

イ 用途区分の構想

市内の地域それぞれについて、農地の効率的な活用を図り、生産性向上や農地維持をしていくため、将来の用途区分構想を次のように設定します。

ア) 東部市街地地域

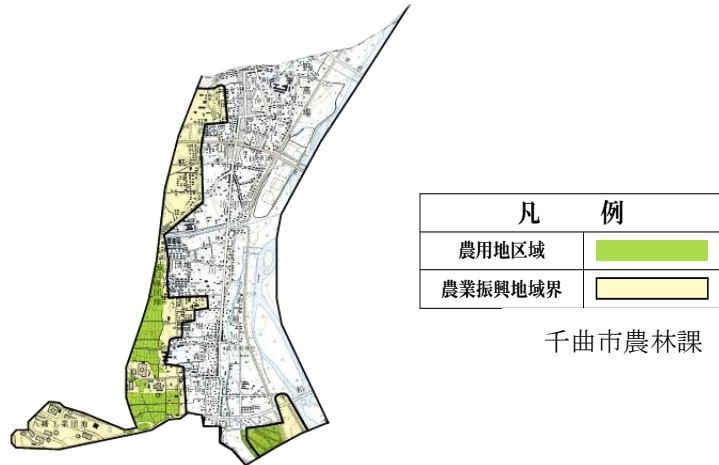


東部市街地地域は、標高 350m～380m の平坦で、千曲川沖積層からなる肥沃な農地を有する地域で、水稻と大豆・そば・麦、花卉（トルコギキョウ・アリウム・グラジオラス）の生産が主に行われています。屋代・埴生では、ほ場整備が行われ、まとまった農地が形成されている一方、集落区域内に小規模な農地が点在しており、自給的農業も行われています。

以上の立地条件等から、まとまりある農地は水田地帯や畑地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、小規模な農地は自給的農業により農地保全を図ります。なお、雨宮地区の一部では、国土利用計画の土地利用構想図において工業系市街地を目指すことが示されており、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づいた実施計画を定め、農村地域への産業の導入を促進し、農業と導入産業との均衡発展を図ります。

また、屋代地区は更埴インターチェンジが近く、交通利便性が高いエリアであることから、総合計画に掲げる「交流拠点都市」のゲートウェイとして、農産物を活用する交流の場等、戦略的な土地利用を図っていくことを目指します。

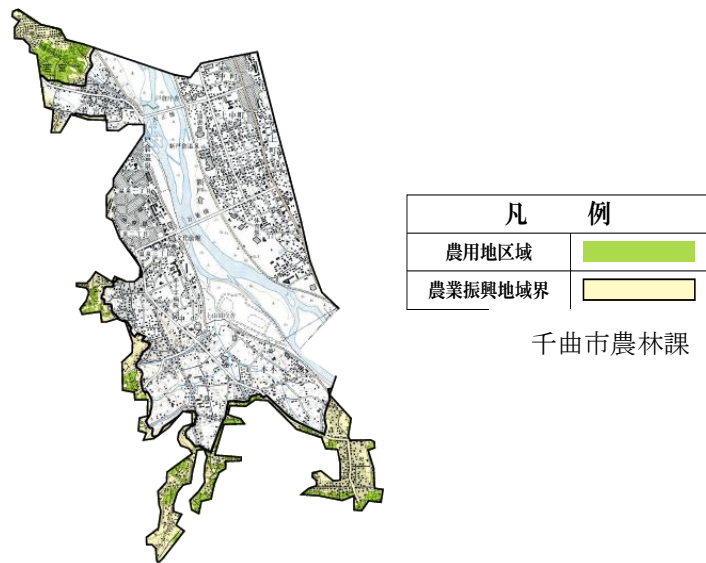
イ) 西部市街地地域



西部市街地地域は、標高 360m～420m の平坦で、千曲川沖積層からなる肥沃な農地を有する地域で、水稻と大豆・そば・麦や果樹（ブドウ）、の生産が主に行われています。八幡の水田地帯においてほ場整備が行われ、まとまった農地が形成されている一方、集落区域内には小規模な農地が点在しており、自給的農業も行われています。

以上の立地条件等から、まとまりある農地は水田地帯や畑地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、小規模な農地は自給的農業により農地保全を図ります。

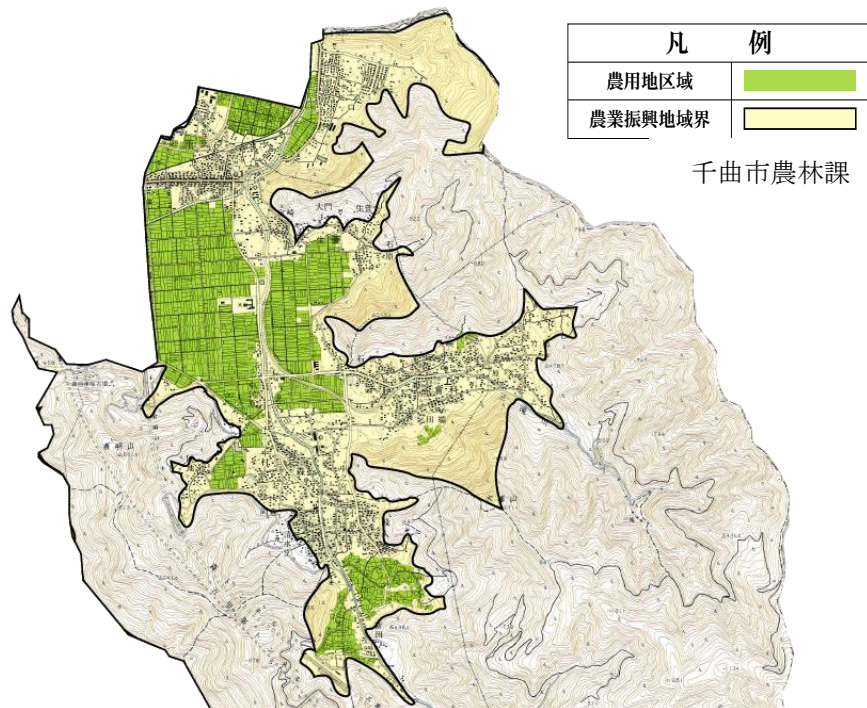
ウ) 南部市街地地域



南部市街地地域は、標高 380m～450m の平坦で、千曲川沖積層からなる肥沃な農地を有する地域であり、水稻と大豆・そば・麦や花卉（トルコギキョウ・アリウム）の生産が主に行われています。若宮に、ほ場整備されたまとまった農地がわずかにある他は、集落区域内に小規模な田、畑、樹園地が介在しています。

以上の立地条件等から、まとまりある農地は水田地帯や畑地帯、樹園地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、小規模な農地は自給的農業により農地保全を図ります。

エ) 東部農山村地域



東部農山村地域は、標高 350m～460m に及ぶ平坦部から山間部に至る地域です。

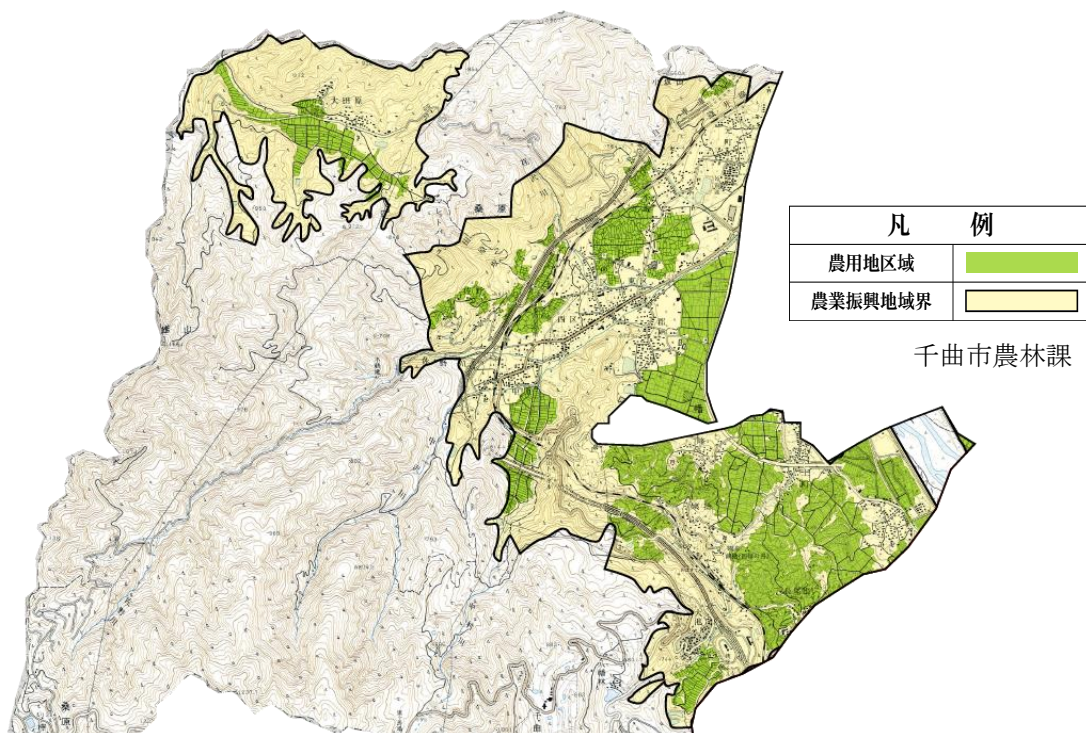
平坦部の屋代沖は、ほ場整備が完了し、水稻と大豆・そば・麦の生産が主に行われています。

山間部は、樹園地と畑が谷筋に分布しており、特に森・倉科地域は、アンズを主体とする樹園地である「あんずの里」を有し、農業資源を活用した観光・交流の拠点エリアとしても重要な役割を担っています。

以上の立地条件等から、平坦部は水田地帯、山間部を樹園地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行い、団地的な農地利用を維持・強化していきます。

オ) 西部農山村地域

a 更埴エリア



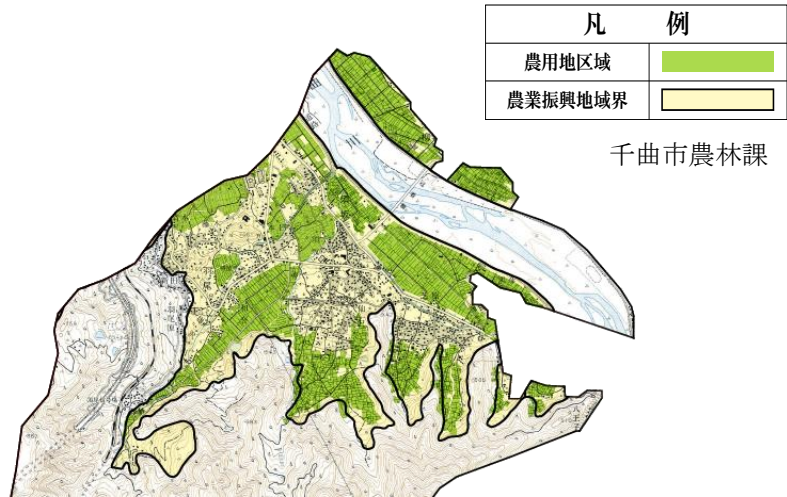
西部農山村地域更埴エリアは、標高 360m～830m に及ぶ平坦部から山間部に至る地域です。

平坦地・傾斜地ともに、水稻と大豆・そば・麦や果樹（ブドウ・リンゴ）を中心とする農業が行われており、特に、姨捨地域は重要文化的景観「姨捨の棚田」を有し、農業資源を活用した観光・交流の拠点エリアとしても重要な役割を担っています。さらに本地区では、千曲川ワインバレー構想と連携した、ワイン用ブドウの栽培も行われていることに特徴があります。

水田地帯では、ほ場整備がおおむね完了しているものの、洪積土壌の上、地すべり防止地区の指定を受ける傾斜地が含まれており、耕地の集団性が乏しく、近代化農業が困難なほ場もあります。

以上の立地条件等から、ほ場整備された水田地帯を中心に、平坦部・山間部ともに水田地帯や樹園地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行います。また、棚田地帯は、農地及び景観の保全に取り組みます。

b 戸倉エリア

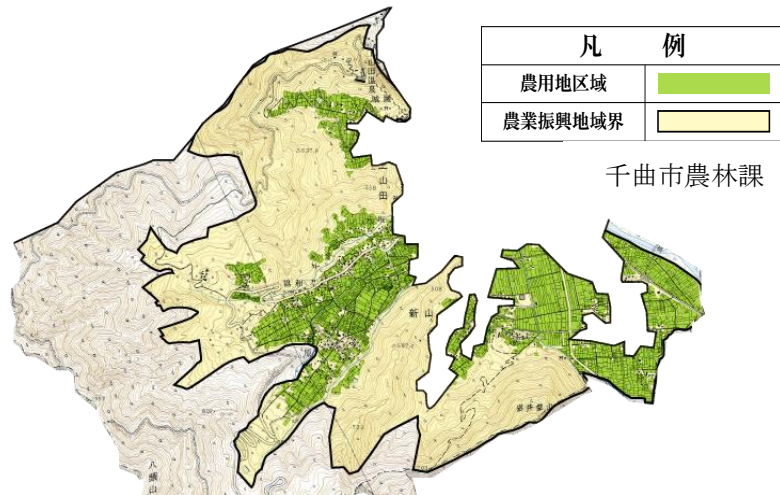


西部農山村地域戸倉エリアは、標高 360m～630m に及ぶ平坦部から山間部に至る地域です。

平坦部は、ほ場整備が行われ、水稻と大豆・そば・麦を中心とする農業が行われ、山間部では、果樹（リンゴ・ブドウ・アンズ）を中心とする農業が行われているほか、一部の谷筋においてほ場整備が行われ、水稻と大豆・そば・麦も生産されています。

以上の立地条件等から、平坦部は水田地帯や畑地帯、山間部を水田地帯や樹園地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行います。

c 上山田エリア



西部農山村地域上山田エリアは、標高 390m～640m に及ぶ平坦部から山間部に至る地域です。

平坦部は、ほ場整備が行われ、花卉（トルコギキョウ・アリウム）や水稻と大豆・そば・麦を中心とする農業が行われ、特に、本市が日本一の生産量を誇るトルコギキョウの栽培が盛んです。山間部では、果樹（リンゴ・ブドウ）が中心となっています。

以上の立地条件等から、平坦部は畑地帯や水田地帯、山間部を樹園地帯として、引き続き現在の土地利用を基本とする用途区分を行います。

2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業の振興を図るためには、ほ場整備による省力化による生産性向上等に向けた生産基盤の整備が不可欠であり、本市では、昭和20年代から農業生産基盤の整備開発事業を行い、ほ場整備を進めてきました。この結果、現在の農振農用地域内の整備状況は、田が81.1%、畑が97.6%、樹園地が80.7%となっています。

本市は、山地に囲まれ、農地が平坦地のみでないという地域特性により、整備率の上昇には限界があり、優良農地の生産性を高めるための基盤整備はおおむね完了している状況です。

今後の基盤整備については、農業用施設の老朽化が進みつつあることから、必要に応じて現在の施設機能の維持・更新を図ります。

農地整備率

	現在（平成27年）
田	81.1%
畑	97.6%
樹園地	80.7%

(注) 1 市町村行政区域内の数字である。

2 田の整備率は、区画整理を実施した田の比率である。畑、樹園地の整備率は、区画整理またはそれ以外の整備を実施した畑、樹園地（農道整備・畑地かんがい等が整備され、以後ほ場整備の可能性がないと判断される畑地）の比率である。

3 資料：長野県 振興計画長期計画進行管理台帳

2 農業生産基盤整備開発計画

農業生産基盤整備開発事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 ha		
農業基盤整備促進事業	農業用道路：As 舗装工 B=4.5 (3.5)、L=2,600m	仙石地区	18.9	1	H24～H30
かんがい排水事業	用排水路工 2,421m	六ヶ郷地区	311.0	2	H22～
かんがい排水事業-横吹隧道-	隧道補修工 L=545m 頭首工電気設備更新一式 ゲート補修、転落防止柵更新一式	千曲川東地区一帯	325.0	3	H30～H34

(注) 1 付図 農業生産基盤整備開発計画図

農業生産基盤整備開発を検討中の事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
農地耕作条件改善事業		羽尾地区 (3カ所)	ha	
土地改良事業-若宮用水-		若宮地区		
農業競争力強化基盤整備事業		屋代沖地区		

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市総面積 11,984ha のうち、森林面積は 6,959ha (58.1%) であり、本市面積の過半を占めており、農地と森林が隣り合うことが多くなっています。そのため、林道との相互連携を図りながら、農業生産基盤の整備を進めます。

4 他事業との関連

総合計画及び分野別計画等に基づき実施される道路整備（国道 18 号バイパス・都市計画道路等）や河川整備等の事業との連携を図りながら、農業生産基盤の整備を進めます。

第3 農用地等の保全計画

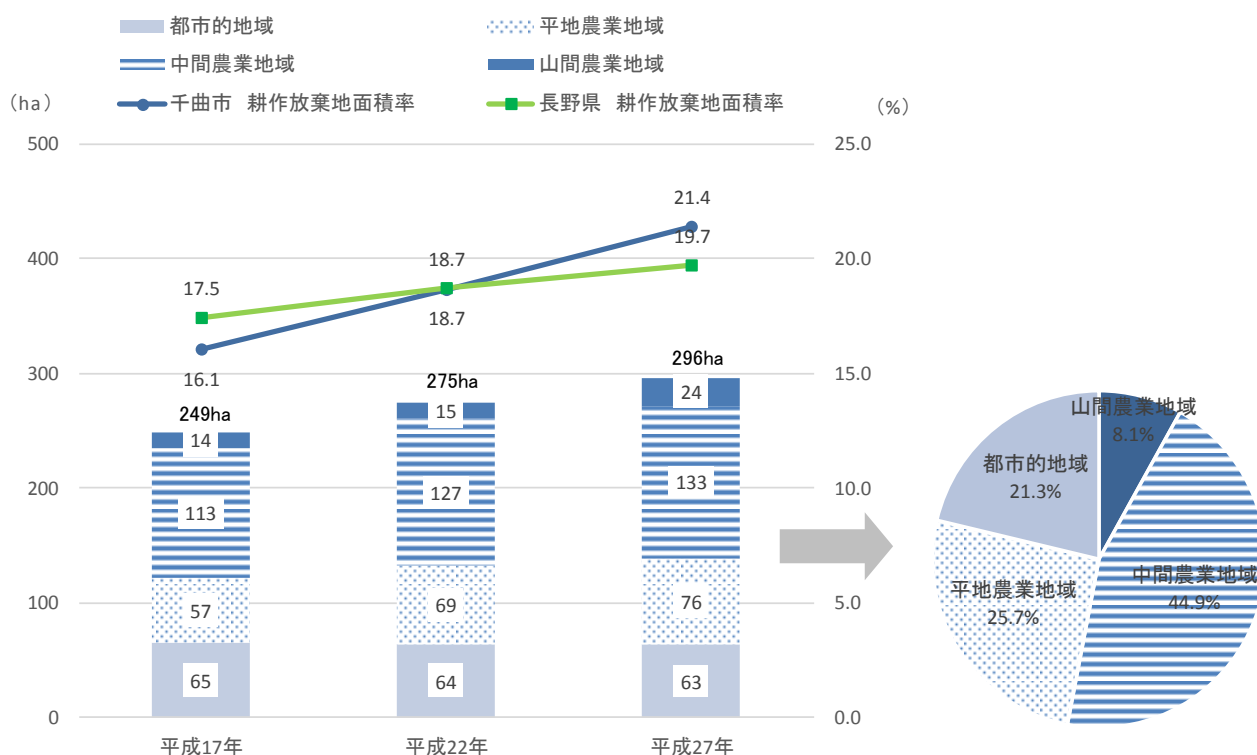
1 農用地等の保全の方向

農用地を保全し、荒廃化を防ぐことは、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの農業の多面的機能を維持するうえで重要です。

本地域の耕作放棄地は年々拡大しており、平成27年は296haに達し、耕作放棄地率は21.4%（非農家含む）となっています。耕作放棄地面積率を地域区分別に見ると、全体の44.9%が中間農業地域に集中しています。耕作放棄地の増加は、周囲の農地利用を阻害する要因となり、地域全体の農地にも悪影響を及ぼします。最も基礎的な農業の生産資源である農地は、一度荒廃するとその回復が困難であり、安心できる農畜産物を安定的に供給するためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等によるかき廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図っていくことが重要となります。

農地を保全するため、農地の実態を把握し、意欲ある農業者への農地集積、多様な担い手による営農活動を推進します。また、有害鳥獣対策を推進し、担い手の生産意欲の低下を防止します。

耕作放棄地面積の推移と耕作放棄地面積率



(注) 1 資料：農林業センサス

2 農用地等保全整備計画

農用地等保全整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
農村地域防災減災事業	排水路工 L=1, 101m 用排水路工 L=1, 221m	埴科6期 地区	559.0 ^{ha}	1	～H31

(注) 1 付図 農用地等保全整備計画図

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農地の実態把握

農地の保全には、農地の実態把握が欠かせません。今後使わなくなる農地情報の集積、遊休農地の実態把握を実施し、農地の荒廃防止と利用促進につなげます。

(2) 意欲ある担い手への農地集積

本市では農業の中核的担い手の育成が急務です。このために農地の流動化、利用集積を進め、農業を主業とする農業者の他産業従業者並みの所得、労働時間の水準を目指します。

(3) 多様な担い手による農業の促進

本市の農家の約8割を占める零細・兼業農家には、農地保全の役割が期待されます。自給的な農業や一時的な援農を含めた担い手確保のため、農業体験・棚田オーナー制度・市民農園により農作業に関わる市民を掘り起こし、アグリサポートセンター等の作業受委託組織の活用促進を通して、地域農業の担い手を育成します。また、定年帰農者、就農希望者への農業学習機会の提供、支援制度の紹介、地域での農業者同士のつながりづくりのサポート等を通して、新たな担い手を確保・育成します。

農家以外も、千曲市特産であるアンズの振興団体や姨捨の棚田の保全団体など、本市の農業振興に寄与している団体を積極的に支援します。また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業の活用を促進し、地域ぐるみの農地保全活動を促進します。

(4) 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による被害は農業生産に深刻な被害を及ぼし、農業者の生産意欲の低下にもつながります。被害対策だけでなく、被害を未然に防ぐための農業者への有害鳥獣対策の指導、生息地・個体数管理、被害防除、局所的な効果に留めないための集落内や集落間の合意形成など、農地の保全を目的とした総合的な取組みを推進します。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地域など森林と近接する農用地等の保全にあたっては、森林の有する災害防止機能や水源かん養機能など多面的機能を発揮できるよう、長野県及び本市の森林政策との連携を図りながら、農業と林業の一体的な振興に努めます。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域の農業構造は、恒常的に勤務している兼業農家が増加の一途をたどっており、農業の担い手不足が深刻化するとともに農業従事者の高齢化も進行しています。このため、認定農業者など農業経営に意欲のある担い手を育成し、農用地の流動化や利用集積を進める必要性が増しています。

農業を魅力とやりがいのある職業として選択できるよう、主たる農業従事者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得や年間労働時間の水準を実現することを目指し、これらの経営が本市の農業生産の主力を担うような農業構造の確立を目指します。

【個別経営体】

営農類型	適用地域	面積規模(a)	品目構成(a)
水稻+大麦+大豆複合	更埴	2,000	水稻 1,000、大麦 500、大豆 500
りんご専作	更埴	180	ふじ 100、つがる 50、シナスイト 30
	戸倉、上山田	150	ふじ 100、つがる 30、シナスイト 20
ぶどう専作	更埴	130	巨峰：温室 40、無加温 30、露地 60
	戸倉、上山田	100	巨峰：路地 100
りんご+ぶどう複合	更埴	130	ふじ 50、巨峰：温室 30、露地 50
	戸倉	150	ふじ 100、巨峰：露地 50
	上山田	120	ふじ 80、巨峰：露地 40
もも+あんず複合	更埴	120	もも 60、あんず 60
ぶどう+あんず複合	戸倉	110	巨峰：路地 30、あんず 80
トルコギキョウ+ギガンチュム複合	更埴	60	トルコギキョウ 25、ギガンチュム 35
トルコギキョウ+カーネーション複合	更埴、戸倉、上山田	35	トルコギキョウ 20、カーネーション 15
トルコギキョウ+球根類複合	戸倉	45	トルコギキョウ 20、球根類 25
バラ専作	戸倉	40	40
トルコギキョウ専作	上山田	40	加温 15、無加温 25
花木専作	中山間	700	花木 700
ぶなしめじ専作	更埴	25 万本	年間 3.0 回転
	戸倉	20 万本	年間 3.0 回転
	上山田	15 万本	年間 3.0 回転
えのきたけ専作	更埴、戸倉、上山田	10 万本	年間 5.5 回転
なめこ専作	戸倉	12 万本	年間 3.0 回転
	上山田	10 万本	年間 3.0 回転
ひらたけ専作	戸倉	8 万本	年間 7.5 回転
水稻+りんご+作業委託複合	戸倉	1,550	水稻 300、りんご 50、作業委託 1,200
施設野菜+水稻複合	更埴、戸倉	240	いちご 20、メロン 20、水稻 200
養豚一貫	更埴、戸倉	2,592 頭	繁殖母豚 120 頭

肉専用種肥育	更埴	68 頭	常時肥育牛 100 頭
えのきたけ＋水稲複合	上山田	5 万本、500	年間 4.0 回転、水稲 500
なめこ＋水稲複合	上山田	5 万本、500	年間 2.0 回転、水稲 500
ぶなしめじ＋水稲複合	上山田	7 万本、500	年間 2.0 回転、水稲 500

(注) 1 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るには、作業の効率化を進めて生産性を高めるとともに、認定農業者など中核的な担い手に農地の利用を集積し、農作業等の受委託の仕組みを強化によって農地の流動化を推進していくことが重要です。

中核的な担い手の経営規模の拡大や統一作目・品目・品種による団地化に対して、一定のルールのもとで奨励金を交付する等、作業受委託の促進に努めます。また、ワイン用ブドウの栽培により遊休農地の活用を図ります。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

前述の「効率的かつ安定的な農業経営の目標」を達成するため、その誘導方向に沿って以下の施策を実施します。

(1) 農地の利用集積

地域が抱える人と農地の問題を一体的に解決するため「人・農地プラン」を活用し、地域内の農地利用の将来像を見える化します。農用地の有効利用を図るため、市広報やパンフレットなどの活用や農業委員会との協力により賃貸借希望農家の意向把握を把握します。農業委員会は、権利移動や賃貸借を希望する農家へ積極的にあっせんを図ります。

また、リタイヤや規模縮小により農地を出したい人から農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大を目指す担い手へまとまりのある形で農地を貸し出す動きを促進します。

(2) 農地の流動化

農用地の売り渡しや貸付などを希望する農家が増加するよう、事業の趣旨を啓蒙するパンフレットの配布などその周知に努めます。

水稲以外の作付けも可能となるように湿田の解消にも取り組み、水田転作はブロックローテーションを基本として、農用地の利用効率向上を図ります。

(3) 遊休農地の活用

ワイン用ブドウの栽培や省力作物の導入により、農地の荒廃化の抑制を図ります。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備方向

本地域の農業近代化施設の整備については、農業協同組合による共選・共販出荷体制が確立しており、乾燥調製施設・野菜集出荷施設・果実集出荷施設・予冷施設・大型農機具などが整備され、生産拡大に効果を上げてきました。

本市の農業近代化施設の整備はおおむね終了しているため、今後は施設の維持や機能強化に対応した整備に取り組みます。

2 農業近代化施設整備計画

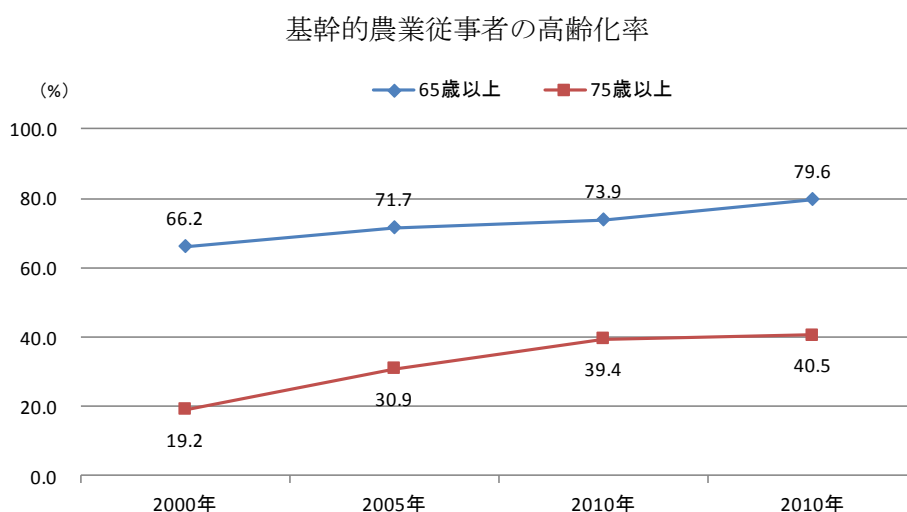
該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

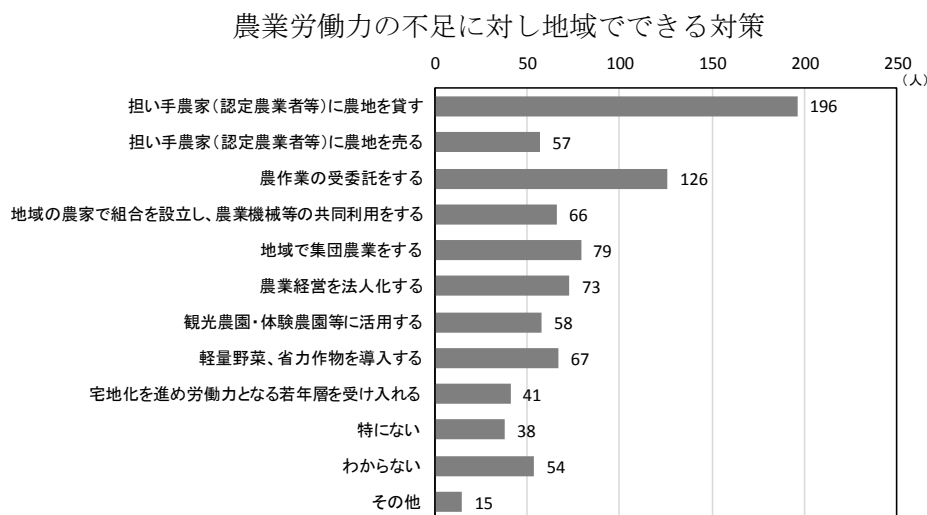
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を担う基幹的農業従事者の高齢化が進行する中、今後も農業を持続的に発展させるためには、効率的・安定的な経営体の育成と共に魅力とやりがいのある農業をめざした新たな農業従事者の育成・確保に努める必要があります。

このため新規就農者の確保・育成を促進するとともに、認定農業者制度を活用して、効率的・安定的な農業経営を育成し、家族経営協定の締結など、女性や青年農業者の就業環境を改善し、やりがいを持てる就業環境の整備を進めます。また、高齢者の営農支援により就農できる期間を長くしたり、自給的な農業や一時的な援農によって市民が農作業に関わるきっかけを増やしたりすることで、農業の担い手の裾野を広げていきます。



(注) 1 資料：農林業センサス



(注) 1 資料：第二次千曲市食料・農業・農村基本計画の策定に係る農業者意識調査アンケート

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

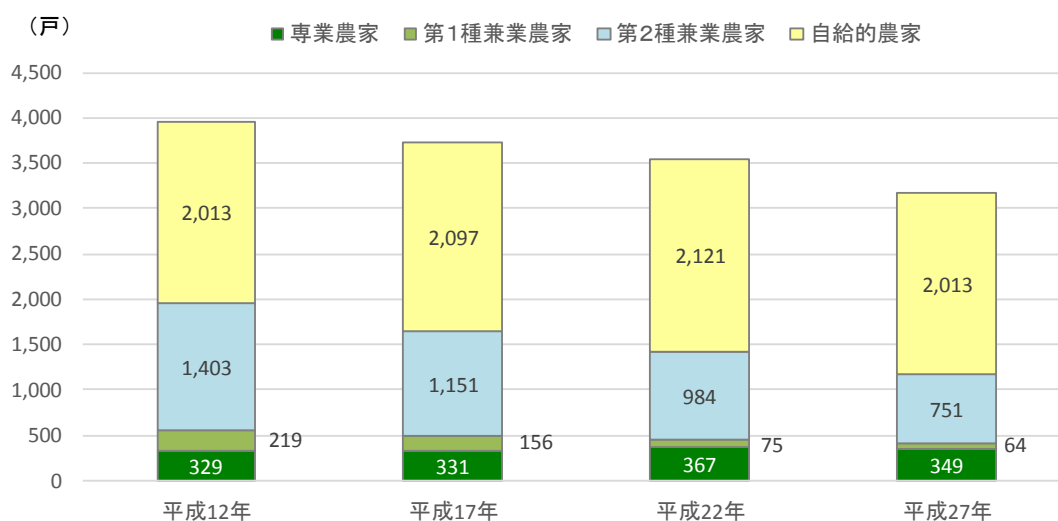
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の安定的な就業の場を確保するため、農村地域工業等導入計画などにより企業誘致を行い、市内での就業先の確保・増大に取り組んできました。あわせて既存企業の保護・育成を図っており、不安定な職に従事している兼業従事者の安定的な就業先の確保に努めています。

今後とも、就業の場となる産業の振興を図り、雇用の創出や就業機会の拡大に努めつつ、農地流動化対策や地域ぐるみの農業の推進を通じて、地域の農用地及び農林業資源等の有効利用や農業生産力の維持向上に取り組んでいきます。

専兼業別農家数



(注) 1 資料：農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 企業の計画的な立地の推進

優良農用地の保全を最優先としながら、土地利用計画などとの整合に留意し、交通利便性など立地条件に優れた産業集積が見込まれる地区については、計画的に必要な用地の確保や新たな企業の立地を推進します。

企業立地にあたっては、地域からの優先的雇用などを誘導し、農業従事者の就業機会を増加に努めるとともに、農家所得の向上を目指します。

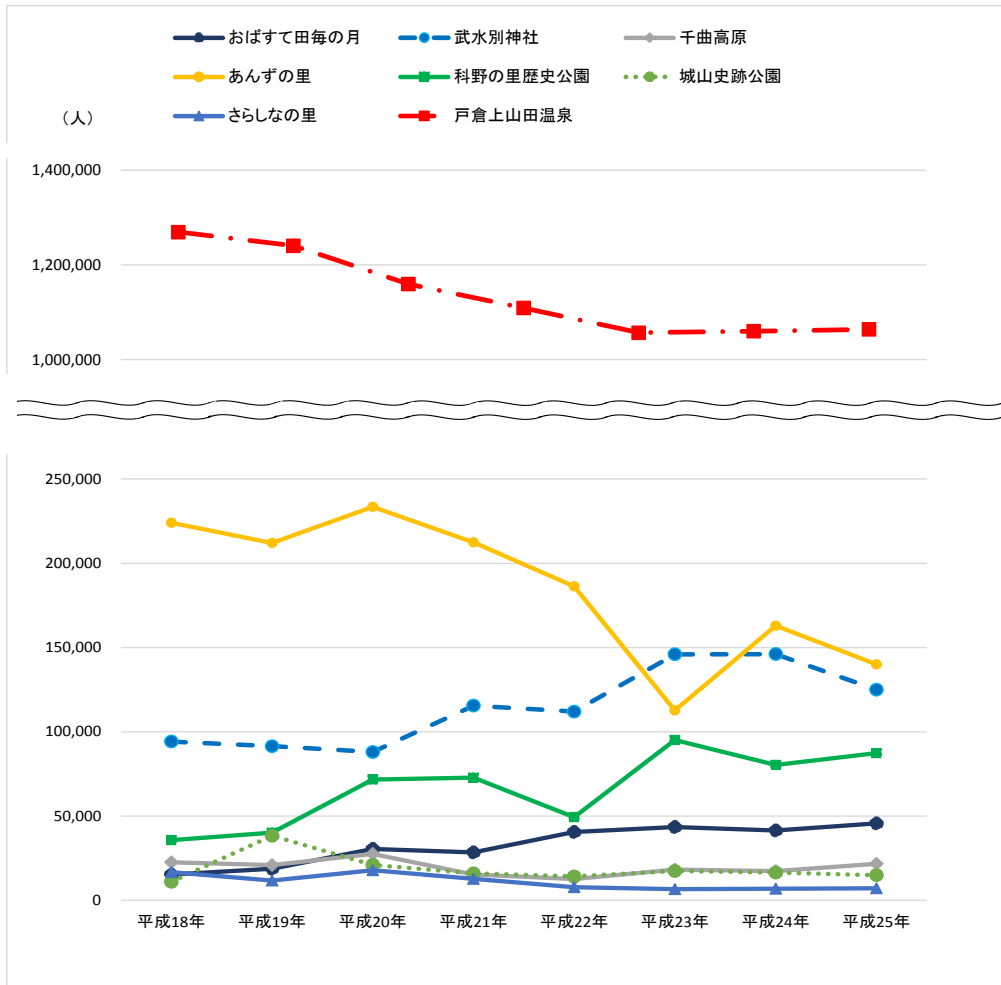
(2) 農業生産性の向上

農業を中心とする異業種間のネットワークによる6次産業化を支援、他地域と差別化できる商品づくりを推進します。また、販売拠点や販売経路については既存のものを活用しつつ、新たな販売拠点づくり等の民間の動きを支援します。これらを通じて、農家所得の向上を目指します。

(3) 観光面と連携した農業の推進

あんずの里や姨捨の棚田など、農村地域が有する地域資源と農業や観光業を組み合わせ、各種体験活動の充実を図ることで、農家所得の向上を目指します。

観光地利用状況



(単位：人)

	おばすて 田毎の月	武水別神社	千曲高原	あんずの里	科野の里 歴史公園	城山史跡公園	さらしなの里	戸倉上山田 温泉
平成18年	15,300	94,200	22,600	224,000	35,700	11,000	16,700	1,269,400
平成19年	18,700	91,500	20,900	212,000	40,200	38,300	11,700	1,240,600
平成20年	30,500	88,000	27,500	233,500	71,700	21,000	17,900	1,159,600
平成21年	28,400	115,500	15,300	212,400	72,800	16,000	12,800	1,109,100
平成22年	40,600	112,000	12,600	186,300	49,300	14,200	7,800	1,057,000
平成23年	43,500	146,000	18,200	112,700	95,100	17,400	6,600	1,060,100
平成24年	41,400	146,100	17,400	163,000	80,300	16,500	6,900	1,063,900
平成25年	45,700	125,000	21,700	140,000	87,400	14,900	7,100	1,038,500

(注) 1 資料：長野県観光地利用者統計

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

木材価格の低迷等により林業就業者の減少が続いています。林業の経営主体は、農業との兼業が多いことから、きのこの栽培等を推進するなど、森林が有する多様な機能を生かして安定的な就業機会の確保を図るものとします。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業は食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など多面的な機能を有しており、その恩恵は地域住民全体が享受しています。本市では、これまで地域住民全体にとって良好な生活環境となるよう配慮しながら、農業生活改善施設や集会所等の生活環境施設の整備を行ってきました。農業従事者の高齢化等、農業の担い手の脆弱化が進む中、農村の生活環境を守っていくためには、農家と非農家が相互理解を深め、非農家を含め地域が一体となって農業を維持することが求められます。

今後は、農家と非農家住民が協力した農村環境の維持や既存施設の維持・管理を推進します。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

第9 付図

別添

- | | | |
|---------------------|--------|------|
| 1 土地利用計画図 | (付図1号) | |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) | |
| 3 農用地等保全整備計画図 | (付図3号) | |
| 4 農業近代化施設整備計画図 | (付図4号) | 該当なし |
| 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (付図5号) | 該当なし |
| 6 生活環境施設整備計画図 | (付図6号) | 該当なし |
| 7 土地利用構想図 | (付図7号) | |

別記 農用地利用計画

- 1 農用地区域
- 2 用途区分